

## 地盤情報データベースの登録に関する要領

### (目的)

第 1 条 この要領は、緑政土木局所管の業務及び工事（以下「業務等」という。）において得られた地盤情報データベース（以下「地盤DB」という。）を、一般財団法人国土地盤情報センター（以下「地盤情報センター」という。）へ登録するにあたって必要な事項を定めるものである。

### (地盤DBに登録する情報)

第 2 条 地盤DBに登録する情報は、業務等において得られた以下の電子データとする。

- (1) ボーリング柱状図（PDF 形式及び XML 形式）
- (2) 土質試験結果一覧表（PDF 形式及び XML 形式）

2 業務等を受注した者（以下「受託者等」という。）は、前項の地盤情報について次に掲げる特段の事情があるか否かを発注者と協議を行う。なお、利用の可否については、国土交通省電子納品要領（H28.10）に基づき、ボーリング交換用コード及び土質試験結果一覧表における公開可否コード（ここでは、「公開可」を「利用可」、「公開不可」を「利用不可」と読み替えるものとする。）を記入する。

- (1) 外交、防衛及び国際条約に関連する情報
- (2) 特定の団体又は個人に不当な利益又は不利益を及ぼすおそれのある情報
- (3) 他機関又は個人から提供された情報のうち、利用することを前提としていない情報
- (4) (1) から (3) に該当する情報のほか、利用に当たって特段の事情があると判断する情報

### (地盤情報の検定について)

第 3 条 地盤情報センターが行う検定の主な内容は、以下のとおりとする。

- (1) ボーリング位置情報の確認
- (2) 柱状図標題情報の確認
- (3) 調査者の資格の確認

2 前項の (3) により確認する資格は以下のとおりとする。

- (1) 管理技術者又は主任技術者の資格
  - ・地質調査技士

- ・技術士（「総合技術監理部門」－「業務に該当する選択科目」）
- ・技術士（業務に該当する部門）
- ・RCCM（「地質部門」又は「土質及び基礎部門」）
- ・博士（理学又は工学）
- ・農業土木技術管理士
- ・土木学会認定土木技術者（地盤・基礎）
- ・港湾海洋調査士（土質・地質調査）
- ・施工管理技士（業務に該当する級及び種目）

（２）ボーリング責任者の資格

- ・地質調査技士

- 3 地盤情報の検定は、地盤情報センターの「検定の申込サイト」にアクセスして、インターネット経由で申し込むこと。
- 4 受託者等は、申し込みの際に検定費用を地盤情報センターへ送金すること。
- 5 検定が完了したら、地盤情報センターから受託者等へ検定完了データをメールで送信されるため、ダウンロードをして検定証明書等によって検定済であることを確認し成果品を納品すること。なお、地盤DBの検定に要する期間は2週間程度とするが、地盤DBの内容に不備があった場合は、この限りではない。

適用 この要領は、令和元年10月1日以後に施行決定した業務等に適用する。